

事務所所在地と住所地が遠隔である場合の届出

税理士会会長様

氏名 本永 敬三

1. 事務所所在地と住所地が遠隔でなければならない理由

妻の仏壇を継ぐために沖縄に移住し、妻の父と養子縁組をしており、家族の生活拠点が沖縄県那覇市であるが、生まれ故郷の熊本県人吉市を中心とした人吉球磨地方の企業は三重苦（熊本地震、コロナ禍、豪雨災害）に見舞われ資金繰りが厳しい経営難に陥っており、人吉商工会議所など地元の支援機関、熊本県信用保証協会の専門家派遣制度を活用するために、熊本県南部に事務所を移転し復旧・復興の継続的な支援を実現するには遠隔地にならざるを得ない。

2. 事務所の運営や管理の方法について記載してください（従業員がいる場合、その管理監督方法も記載してください）

1ヶ月あたり4日程度は移転後の事務所を拠点として活動するが、住所地である沖縄県那覇市にいるときにはオンライン打ち合わせで対応する。
事務所として実母から使用貸借する建物の1階は実母が住んでいるが、実母が全く利用していない2階を事務所として利用する。
関与先企業から提供を受ける情報は紙で受け取ることがない（紙で提供されてもスキャンして電子化し紙は受け取らない）ため、事務所に関与先企業の紙資料は存在せず、私が執務をするため利用だけであるため守秘義務は貫徹できる。
関与先企業との打ち合わせは企業に訪問もしくはオンラインで実施するため、事務所に人が訪問することはあり得ない。
現時点で本永敬三税理士事務所としての従業員はいないが、今後、採用する場合、品質を低下させないため、所内のチャットツールで関与先企業との相談対応状況の要点報告を受け、必要に応じてオンライン打ち合わせで適切な監督指導を行い、また、非税理士行為は厳禁であることを定期的に説明する。

3. 住所地における税理士業務の実施についての確認

住所地での税理士業務		実施する	・ 実施しない
実施する場合	従業員の有無	有	・ 無
	従業員の管理監督の方法	上記2. に記載のとおり。	

4. 事務所への通勤手段、所要時間、通勤頻度について

通勤手段	飛行機、高速バス、車
所要時間	172分（飛行機（80分）、高速バス（52分）、車（40分））
通勤頻度	1週あたり0.5日程度（1ヶ月あたり4日程度、オンライン対応がメイン）

5. 住所地を(事務所の近隣地に)移転する予定がある場合ご記入ください。

予定住所地	移転予定日
(移転予定なし)	年 月 日頃

6. 住所地に居住していない、または居住地を移す予定がある場合ご記入ください。

居住地（予定を含む）
(該当なし)

<税理士会使用欄（理由の補足等があれば記入）>

--